



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年5月2日（金） 第10295号

目次

ページ

規則

○群馬県児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（児童福祉課）	2
---	---

告示

○保安林予定森林（森林保全課）	3
○解除予定保安林（同）	3
○都市計画都道路の変更に係る縦覧（都市計画課）	4

公告

○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課）	4
○同	5
○同	6
○土地改良区役員の就任の届出（同）	6
○同	7
○土地改良区役員の退任の届出（同）	7
○開発工事の完了（建築課）	7
○同	8

■ 規則

群馬県児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十二号

群馬県児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成二十年群馬県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第六号中「児童福祉司」を「児童委員」に、「吏員」を「職員」に改める。

別記様式第十号中「第18条」を「第17条」に、「第19条」を「第18条」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第十号の改正規定（「第19条」を「第18条」に改める部分に限る。）及び次項の規定は、令和七年六月一日から施行する。

2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に改正前の群馬県児童虐待の防止等に関する法律施行細則の規定により交付されている接近禁止命令書は、改正後の同規則の規定により交付されたものとみなす。

■ 告 示

◎群馬県告示第125号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和7年5月2日

群馬県知事 山 本 一 太

1 保安林予定森林の所在場所 沼田市秋塚町字通沢74、75、字堂平76、字前平173から175、字後野1007、多野郡上野村大字榎原字矢弓沢3250の2、3251の1、大字乙母字片角928、929、930の1、930の2、931、932の1、939

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

沼田市秋塚町字通沢74、75、字堂平76（次の図に示す部分に限る。）、字前平173（次の図に示す部分に限る。）、174、175、字後野1007（次の図に示す部分に限る。）、多野郡上野村大字榎原字矢弓沢3250の2、3251の1、大字乙母字片角928、929、930の1、930の2、931、932の1、939

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課並びに沼田市役所及び上野村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第126号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和7年5月2日

群馬県知事 山 本 一 太

1 解除予定保安林の所在場所 吾妻郡東吾妻町大字新巻字丸橋1156の7・1157の8（以上2筆国有林）、1156の6、1157の7

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

◎群馬県告示第127号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、草津都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年5月2日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 草津都市計画道路 (1) 3・5・3号 上新田滝尻原線 (2) 3・5・4号 新田天狗山線
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 3・5・3号 上新田滝尻原線
変更する部分 草津町大字草津地内
 - (2) 3・5・4号 新田天狗山線
変更する部分 草津町大字草津地内
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県中之条土木事務所及び草津町愛町部企画創造課

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和7年5月2日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区名	理 事 監 事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
上細井中西部	理 事	再 任	金井健志	前橋市上細井町220番地1
	同	同	岡庭英樹	同 同 604番地1
	同	同	齋田武雄	同 同 648番地
	同	同	岡庭新二	同 同 847番地
	同	同	金子栄太郎	同 同 864番地
	同	同	萩原美夫	同 同 928番地3
	同	同	鈴木清吉	同 同 1188番地2
	同	同	設楽充	同 同 1217番地
	同	同	高橋傳明	同 同 1310番地1
	同	同	澁川秀樹	同 龍蔵寺町132番地1
	同	同	渋川勝三	同 同 133番地
	同	同	渋川理希雄	同 同 241番地
	同	同	都丸一利	同 同 308番地1

同	同	岡田孝一	同 青柳町516番地1
同	同	品川貞雄	同 富士見町原之郷965番地
同	同	高山茂雄	同 同 1140番地1
同	同	中川文雄	同 富士見町時沢84番地
同	同	荒井守	同 同 569番地1
同	新 任	関口雄二	同 北代田町497番地
監 事	再 任	岡野幹夫	同 上細井町183番地4
同	同	鈴木進	同 同 772番地
同	新 任	松本誠一	同 元総社町二丁目9番地1
同	退 任	鈴木一雄	同 上細井町1175番地3

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和7年5月2日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区名	理 事 監 事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
板鼻堰	理 事	再 任	宮崎太吉	高崎市八幡町537番地
	同	同	矢口富雄	同 同 552番地4
	同	同	眞下利夫	同 同 589番地2
	同	同	峯岸徳孝	同 上豊岡町65番地1
	同	同	茂田晃弘	同 同 1029番地2
	同	同	中島良農夫	安中市板鼻3021番地3
	同	同	松本祐二	同 板鼻二丁目6番9号
	同	新 任	堀口盛幸	高崎市八幡町653番地2
	同	同	相川義克	同 中豊岡町76番地
	同	退 任	渡邊宣明	同 八幡町635番地1
	同	同	神子澤敏郎	同 下豊岡町1403番地
	監 事	再 任	小沢操三	同 鼻高町789番地
	同	同	田島優	同 中豊岡町219番地2
	同	新 任	鬼形智美	安中市高別当126番地1

	同	退 任	藤巻宣弘	同	松井田町高梨子1318番地
--	---	-----	------	---	---------------

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和7年5月2日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区名	理 事 監 事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
谷田川北部	理 事	再 任	藤倉和夫	館林市上赤生田町3293番地
	同	同	田中利美	同 同 3515番地
	同	同	早川光一	同 同 3516番地
	同	同	山田敏雄	同 同 3537番地
	同	同	加藤富司	同 同 4243番地
	同	同	橋本好正	同 赤生田本町1486番地
	同	同	毛塚操	同 同 甲1488番地
	同	同	卯月正夫	同 羽附町1488番地の3
	同	同	須永利洋	同 堀工町427番地
	同	同	小澤はる江	同 同 732番地の4
	同	同	野村充由	同 同 815番地
	同	新 任	増田賢	同 赤生田本町1496番地
	同	同	中島吉克	同 同 2654番地
	同	同	岡部弘一	同 堀工町832番地の2
	同	退 任	遠藤真一	同 赤生田本町1463番地
	同	同	松本正吉	同 堀工町1091番地
	監 事	再 任	曾原勉	同 同 406番地の1
	同	同	野村定芳	同 同 815番地
	同	新 任	田島一雄	同 赤生田本町1521番地の2
	同	同	斉藤雅彦	同 西美園町794番地16 パールメゾンマスダ303

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任の届

出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和7年5月2日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区名	理 監 の 事 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
野辺	監 事	新 任	鈴木匡	館林市当郷町1782番地2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和7年5月2日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区名	理 監 の 事 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
赤郷台地	理 事	新 任	飯塚勝美	館林市当郷町2012番地
	監 事	同	鈴木匡	同 同 1782番地2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和7年5月2日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区名	理 監 の 事 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
阿左美沼	監 事	退 任	高橋建夫	みどり市笠懸町鹿3035番地2

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和7年5月2日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
----	--------------------	------------------

1	みどり市笠懸町久宮203-29、203-32	みどり市笠懸町阿左美3571番地の3 有限会社シー・アンド・シー 代表取締役 小島忠
2	邑楽郡大泉町大字吉田字西原1681-10、1681-11	埼玉県行田市旭町14番24号 株式会社ケイマス 代表取締役 黒渕貴嗣

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和7年5月2日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字赤堀字大谷原3719-4	館林市千代田町1番地24号 クレアンジュ2 今野拓哉、今野亜未
2	安中市安中一丁目字前原2347-1、字汗谷戸16-3、16-4、17-2、18-1、18-2	群馬県前橋市上小出町一丁目30番地6 株式会社ホンダカーズ群馬西 代表取締役 中嶋泰臣

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111